

令和6年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和6年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は12件、脱税総額（告発分）は5億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、12件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は5億円であり、1件当たりの脱税額は45百万円でした。告発率は、80.0%と高水準になりました。

○ 消費税事案、国際事案などの社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、従業員給与を外注加工費として経理処理し、控除対象仕入税額を過大に計上する方法により、不正に消費税の還付を受け、又は消費税を免れていた事案や架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上する方法により、不正に消費税の還付を受けていた国際事案を告発しました。

【令和6年度中の判決状況】

○ 一審判決の16件全てに有罪判決が言い渡され、1人に対して実刑判決

実刑判決は、他の犯罪と併合されたもので、懲役4年6月でした。

2 重点事案への取組

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和6年度は2件を告発しました。

また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組みました。

【事案の概要】

- 鉄骨加工業を営む法人において、従業員の給与を外注加工費として経理処理し、控除対象仕入税額を過大に計上する方法により、不正に消費税の還付を受け、又は消費税を免れていました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 2	件 3	件 2	件 0	件 2

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 0	件 1	件 0	件 0	件 2
不正受還付額	百万円 0	百万円 60	百万円 0	百万円 0	百万円 27

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

(2) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、国際事案に積極的に取り組み、令和6年度は4件を告発しました。

【事案の概要】

- 雑貨類の売買、輸出業を営む法人において、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上する方法により、不正に消費税を免れていたほか、消費税の還付を受け、又は受けようとしていました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 0	件 2	件 3	件 1	件 4

3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例もみられました。

その用途としては、

- 不動産の購入
 - 有価証券等への投資
 - 高級車両の購入
- などがみられました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和6年度中の一審判決は16件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち1人に実刑判決が出されました。

なお、実刑判決は、他の犯罪と併合されたもので、懲役4年6月でした。

【一審判決の概要】

- 詐欺により得た収入を除外するなどの方法で所得税を免れた者に、懲役4年6月の実刑判決が出された（詐欺、所得税法違反の併合罪）。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				
	令和 2	3	4	5	6
着手件数	11 件	12 件	12 件	17 件	17 件
処理件数(A)	8	13	13	16	15
告発件数(B)	6	9	10	12	12
告発率(B/A)	75.0 %	69.2 %	76.9 %	75.0 %	80.0 %

(2) 脱税額の状況

項目	年度					
	令和 2	3	4	5	6	
脱 税 額	総額	377 百万円	1,074 百万円	1,518 百万円	934 百万円	657 百万円
	同上1件 当たり	47	83	117	58	44
	告発分	327	783	1,074	762	539
	同上1件 当たり	54	87	107	64	45

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度				
	令和 2	3	4	5	6
所得税	0 件	1 件	6 件	3 件	5 件
法人税	4	5	1	9	4
相続税	0	0	1	0	0
消費税	内0 2	内1 3	内0 2	内0 0	内2 2
源泉所得税	0	0	0	0	1
合計	6	9	10	12	12

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度				
	令和 2	3	4	5	6
所得税	百万円 20	百万円 145	百万円 666	百万円 296	百万円 298
法人税	237	255	67	466	157
相続税	0	0	138	0	0
消費税	90	383	203	0	68
源泉所得税	0	0	0	0	16
合計	347	783	1,074	762	539

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和4		5		6	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
会社役員(雑所得除外)	3	不動産業	4	建設業	6
建設業	2	建設業	2	ネットワークビジネス業	3
不動産業	2	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
		判決 数	有罪 数			1件あたり 犯則税額	1人あたり 懲役月数	1人(社) あたり罰金額
令和 4		件 10	件 10	% 100.0	人 0	百万円 36	月 13.0	百万円 12
5		4	4	100.0	0	61	16.5	11
6		内1 16	内1 16	100.0	内1 1	54	14.5	12

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。

3 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。